

平成 28 年 第 3 回

高森町議会 5 月臨時会会議録

平成 28 年 5 月 17 日 開会



高 森 町 議 会

5月17日 (火)

(第1日)

平成28年第3回高森町議会臨時会（第1号）

平成28年5月17日
午前11時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

1 番 牛嶋津世志君

3 番 後藤 三治君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期 （1日間）

自 平成28年 5月17日

至 平成28年 5月17日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
5月17日（火）	本会議	議案審議

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 報告第 1号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

日程第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて

【平成27年度高森町一般会計補正予算第11号】

日程第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて

【平成27年度高森町一般会計補正予算第12号】

日程第 7 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて

【平成27年度高森町国民健康保険特別会計補正予算
第4号】

日程第 8 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて

【平成27年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予
算第4号】

日程第 9 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて

【平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算第6号】

日程第10 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて

【平成28年度高森町一般会計補正予算第1号】

日程第11 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて

【高森町税条例等の一部改正】

日程第12 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて

【高森町固定資産評価審査委員会条例等の一部改正】

日程第13 議案第41号 高森町災害基金設置条例の制定について

日程第14 議案第42号 高森町税特別措置条例の一部改正について

日程第15 議案第43号 平成28年度高森町一般会計補正予算について

日程第16 議案第44号 平成28年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

1 番	牛 嶋 津世志 君	3 番	後 藤 三 治 君
4 番	興 梶 壽 一 君	5 番	芹 口 誓 彰 君
6 番	立 山 広 滋 君	7 番	森 田 勝 君
8 番	本 田 生 一 君	9 番	田 上 更 生 君
10 番	佐 伯 金 也 君		

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(23名)

町 長	草 村 大 成 君	教 育 長	佐 藤 増 夫 君
総 務 課 長	佐 藤 武 文 君	住 民 福 祉 課 長 兼 生 活 環 境 課 長	安 藤 吉 孝 君
政 策 推 進 課 長	馬 原 恵 介 君	健 康 推 進 課 長	阿 南 一 也 君
税 務 課 長	沼 田 勝 之 君	農 林 政 策 課 長	後 藤 健 一 君
建 設 課 長	松 本 満 夫 君	会 計 課 長	河 崎 み ゆ き 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	阿 部 恭 二 君	た か も り ポ イ ン ト チ ャ ン ネ ル 専 務 課 長	東 幸 祐 君
監 査 委 員 会 事 務 局 長	安 方 含 君	総 務 課 審 議 員	橋 本 俊 太 郎 君
農 林 政 策 課 審 議 員	古 澤 要 介 君	教 育 委 員 会 審 議 員	堺 昭 博 君

総務課長補佐	後 藤 一 寛 君	総務課長補佐	岩 下 徹 君
政策推進課長補佐	定 光 貴 史 君	生活環境課長補佐	田 上 浩 尚 君
健康推進課長補佐	丸 山 雄 平 君	建設課長補佐	荒 牧 久 君
住民福祉課長補佐	高 崎 康 誌 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	佐 藤 幸 一 君	議会事務局庶務係長	白 石 孝 二 君
--------	-----------	-----------	-----------

開会 午前11時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

会議に先立ち、平成28年熊本地震で被災され亡くなられました方々の御冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと思います。皆様、御起立願います。

[黙 祷]

○議長（田上更生君） 黙祷を終わります。御着席ください。

続きまして、高森町農業委員会会長に就任されました宇藤元志会長より御挨拶の申し出がっておりますので許可いたします。宇藤会長、演壇のほうへよろしく願います。

○農業委員会会長（宇藤元志君） 皆さん、おはようございます。

ただいま紹介をいただきました。農業委員会法改正に伴いまして、高森町農業委員14名、議員の皆さまの御承認をいただきまして、4月1日付けで農業委員を拝命いたしました。その中でたいへん恐れながらでございますけれども、会長職を仰せつかりました色見の宇藤元志でございます。以後、よろしく願います。

法改正に伴いまして、今回から農地利用最適化推進委員というものができました。私ども農業委員18名の地区から推選をいただきました推進員を任命させていただいております。法改正でいろいろ新しいことが出てまいっております。高森町の抱える農業問題、農地の管理・維持という問題、それから農業後継者、担い手の確保の問題、それから特に中山間地での農地の維持・継続、特に農道が狭いということで大型機械がなかなか利用できない、そういう問題も抱えております。もう1点、新たな農地利用あるいは農地開発という課題もいろいろ抱えております。そういう問題が山積する中で暗中模索しながら、私ども新たな農業委員1期3年間取り組んでいく所存でございます。これに対しましては、議会の皆様、それから行政の皆さま、御理解と御協力のないことには私ども農業委員としてもなかなか前に進めない課題を抱えておる状況でございますので、何卒御理解をいただきながら、高森町農業委員会、何とか3年間1期、頑張っていく所存でございますので、どうかよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。宇藤会長には、今後ともよろしく願います。

宇藤会長は、ここで御退席されます。

それでは、町長の御挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

議員の皆さまにおかれましては、公私御多用中にも関わらず御出席をいただき、誠にありがとうございます。平成28年第3回臨時議会の開会にあたり、御挨拶を申し上げます。

御承知のとおり、我が熊本県は4月14日の前震、16日の本震と、まさに今まで経験したことのない激震に見舞われ、多くの、そして甚大な被害を受けました。犠牲となられました皆さまの御冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方々に心から御見舞いを申し上げます。

本町高森町では、南阿蘇村、西原村のような大災害には至りませんでした。停電と断水により、1週間ほど不自由な生活を住民の方が送ったわけでございます。そして、そのときには改めて普段の普通の生活ができることの有り難さを、私をはじめ、職員も、そして皆さま方も感じたところではないかというふうに思っております。

御承知のように、南阿蘇村、高森町、南阿蘇地域でございます。一瞬にして大きな交通インフラ、ほとんど全てと言って過言ではないほどの、利用率が高い交通インフラを奪われてしまいました。このことは一刻も早く復旧をしなければ、南阿蘇地域、当然、高森町、南阿蘇村は大変なことになるという強い危機感から、国や県の御支援をいただくよう、精力的に活動しているところでございます。町民の皆さま、議会議員の皆さまにおかれましても、この非常事態といえるほどの難局を乗り切るため、改めて御協力をいただきますこと、お願いを申し上げたいというふうに思います。

そして、今日は臨時議会を招集をさせていただく、この冒頭の御挨拶で少しだけ時間をいただきたいというふうに思います。

先ほどから申し上げますように、熊本地震が未曾有の危機をもたらしました。しかし、私たちはこの危機を乗り越えなければいけません。ピンチをチャンスに変えていかなければいけないと思います。私たち高森町といたしましては、復興支援と自らの変革の二つに果敢に取り組むと、南阿蘇地域を引っ張っていく責務を有していると私は思っております。そのためには高森町が自ら皆さまと一緒にビジョンを描いていく、そしてそのことをスピード感をもって力強く挑戦をしていく姿勢を見せる必要があるというふうに思っております。普段より使われております「南阿蘇はひとつ 南郷谷はひとつ」というキャッチフレーズを再認識できるものにする必要があると考えております。

先ほど申し上げました「南阿蘇はひとつ 南郷谷はひとつ」というキャッチフレーズに加え、新たな住民意識を築き上げ、新たな時代を切り開いていくために、高森町としても南阿蘇村の皆さまとともに、最大限の努力をして安心・安全な南阿蘇地域、南郷谷を築いていかなければいけないと考えております。

その中での臨時議会でございますが、大事なことが前提としてあります。今現在も余震が継続中であるということ、このことを基本に踏まえまして、何が大事なのか、主客転倒にならないことが私は大事であるというふうに考えております。臨時議会の補正予算等々に関しましても、慣例や普通ではなく、やはり先ほど申し上げますように、前向きの姿勢で、高森町が先頭を切って姿勢を見せていくと。そのためには、スピード感が大事で、そのことこそスピードを出すことによって、初めて南郷谷地域の皆さまにとって最大の付加価値がやってくるというふうに思っております。そのための臨時議会の補正予算及び日頃からの議員の皆さまへのお願いと御協力ということを重ねて、この冒頭の御挨拶で御理解、お願いを申し上げまして、臨時会の御挨拶とさせていただきます。

本日の臨時議会に御提案いたします案件は、繰越計算書の報告、補正予算並びに条例改正に係る専決処分の承認及び議案、合計13件でございます。先ほど申し上げますように、特に補正予算では今回の地震災害対策に関するものを含んでおりますので、よろしく御審議をいただき、御決定賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。

ただいまから、平成28年第3回高森町議会臨時会を開会します。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番 牛嶋津世志君、3番 後藤三治君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会は、本日5月17日の1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告について

○議長（田上更生君） 日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

議長から報告いたします。平成28年5月10日、2番 岩下健治議員から、一身上の都合により議員辞職願が提出されました。閉会中でありましたので、地方自治法第126条の規定により、議長がこれを同日付けで許可しましたので報告いたしておきます。

なお、議員辞職に伴いまして、総務常任委員会副委員長の職が欠けましたので、後任に8番 本田生一議員が副委員長に互選されました。

また、議会広報特別委員会が1名欠けましたので、後任に5番 芹口誓彰議員を議長が委員に選任いたしました。

以上、諸般の報告といたします。

-----○-----

日程第4 報告第1号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

○議長（田上更生君） 日程第4、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） おはようございます。

報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

平成28年度への繰り越しいたしました事業につきましては、全体で9つの事業でございまして、総額4億2,989万円でございます。いずれも平成27年度の補正予算（第10号）から（第12号）において繰越明許費を設定したものでございます。

主な事業につきましては、1月に運用開始となりましたマイナンバー制度に伴うデスクトップ環境構築事業と個人番号カード交付事業の、合わせて約2,700万円でございます。また、国の経済対策補正予算に伴う交付金を受けて実施いたします地方創生加速化事業、これが8,100万円。一昨年9月の阿蘇山噴火に伴う降灰対策事業の約1億5,000万円、社会資本整備総合交付金などの国庫補助金等を活用した町道整備が5事業で約1億6,000万円となっております。

以上、御説明いたしました。各事業とも早期の事業完了を目指して推進してい

ることを申し添えまして、御報告といたします。以上です。

○議長（田上更生君） 本件は報告事項でありますけれども、質問があれば発言を許します。質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質問なしと認めます。

以上で報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告については終了いたします。

-----○-----

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

【平成27年度高森町一般会計補正予算第11号】

○議長（田上更生君） 日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 承認第3号で御報告いたします専決第1号、平成27年度高森町一般会計補正予算（第11号）について御説明申し上げます。

専決しました内容は、地方創生加速化交付金の採択に伴い実施する事業でございますが、採択の内示が3月18日であったため、3月定例会への計上が間に合わず、専決処分をさせていただいたものでございます。

歳入歳出それぞれ7,943万4,000円を追加したものであり、これを現計予算に合算いたしますと、総額48億2,153万円とするものでございます。

予算書の4ページをお開きください。

本事業につきましては、年度内の完了が見込めないため、全額を翌年度へ繰り越すものでございます。

7ページをお開きください。

歳入につきましては、国庫支出金として地方創生加速化交付金を計上いたしました。

続いて、8ページをお開きください。

歳出につきましては、説明欄に記載しております6つの事業負担金として8,100万円を計上したものでございまして、一般財源分を予備費で調整しております。

以上、専決しました内容について御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

【平成27年度高森町一般会計補正予算第12号】

○議長（田上更生君） 日程第6、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 承認第4号で御報告いたします専決第4号、平成27年度高森町一般会計補正予算（第12号）について御説明を申し上げます。

専決しました内容は、3月定例会後に確定しました地方消費税交付金、地方交付税などの最終調整を行うものと、繰越明許費の補正、地方債の補正などでございまして、歳入歳出それぞれ1億1,467万9,000円を追加したものであり、これを現計予算に合算いたしますと、総額49億3,620万9,000円とするものでございます。

予算書の6ページをお開きください。

第2表繰越明許費の補正につきましては、個人番号カード交付事業166万円を追加いたしました。また、農林水産業費、土木費、災害復旧費につきましては、年度内完了分の確定に伴い、繰越額の変更を行うものでございます。

7ページをご覧ください。

第3表地方債補正につきましては、消防団詰所改修事業、社会教育施設改修事業、災害復旧事業の地方債について、それぞれ減額をするものでございます。

10ページをお開きください。

第1款町税につきましては、町民税、たばこ税について、それぞれ見込額として増額をいたしました。

11ページの第6款地方消費税交付金、第10款地方交付税につきましては、国からの最終交付決定を受けたことにより増額したものでございます。

13ページをご覧ください。

第14款国庫支出金、第15款県支出金につきましても、最終交付決定を受けて調整したものでございます。

続きまして、9ページ以降の歳出予算全体にわたりまして、最終的な調整として減額しておりまして、第12款諸支出金におきましては、基金への積立金を追加計上いたしました。このうち財政調整基金の平成27年度末残高は、前年度末に比べ1億5,800万円の増額となり、合計14億5,200万円となりました。

以上、専決しました内容について御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。

本件について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

【平成27年度高森町国民健康保険特別会計補正予算第4号】

○議長（田上更生君） 日程第7、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて

を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） おはようございます。

承認第5号で報告いたします専決第5号、平成27年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

専決しました内容は、歳入では国庫支出金及び県支出金、歳出では療養給付費及び後期高齢者支援金の負担金等が3月議会の定例会以降に確定したことにより、緊急に予算の補正が必要となり、補正予算の議決を得る必要がありましたが、議会招集の時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決を行ったものでございます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1,895万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億1,401万1,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳入予算の主なものについて説明申し上げます。第1款国民健康保険税、1項第1目一般被保険者国民健康保険税につきまして1,221万8,000円減額しております。直近の保険税課税額及び徴収率を勘案し算出し、減額するものでございます。

第4款国庫支出金、1項第1目療養給付費等負担金につきましては、1,389万4,000円増額しております。これは27年度分の療養給付費等負担金が確定したことに伴う増額でございます。

同款2項国庫補助金、第1目財政調整交付金、第1節及び第2節につきましては、合計で2,585万9,000円増額しております。これは平成27年度分の普通及び特別調整交付金が確定したことに伴う増額でございます。

7ページをご覧ください。

第7款県支出金、2項第1目財政調整交付金、第1節、第2節合わせまして1,123万6,000円減額しております。これは平成27年度の財政調整交付金が確定したことに伴う減額でございます。

8ページをお開きください。

歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。第2款保険給付費、1項第1目一般被保険者療養給付費につきましては、国保連合会へ支払う療養費の確定見込みにより1,839万6,000円減額しております。

同款 2 項高額療養費、第 1 目一般被保険者高額療養費につきましては、療養費の確定見込みにより 3 9 9 万 9, 0 0 0 円減額しております。

同じく第 2 款保険給付費、4 項第 1 目出産育児一時金につきましては、本年度実績見込みにより 2 9 4 万円減額しております。

9 ページをご覧ください。

第 3 款後期高齢者支援金等、1 項第 1 目後期高齢者支援金につきましては、社会保険診療報酬支払基金へ支払う納付金の確定見込みにより 1, 1 8 6 万 5, 0 0 0 円減額しております。

第 1 1 款予備費につきましては、収支の調整により計上しております。

以上、専決しました主なものについて、その概要を説明しましたが、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件については、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第 8 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて

【平成 2 7 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算第 4 号】

○議長（田上更生君） 日程第 8、承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 承認第 6 号で報告いたします専決第 6 号、平成 2 7 年

度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

専決しました内容は、歳入では後期高齢者保険料の再算定及び歳出では広域連合納付金の確定により予算の補正が必要となり、補正予算の議決を得る必要がありましたが、議会招集後の時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

今回の補正は、既定の予算から歳入歳出それぞれ187万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,183万6,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳入予算につきまして御説明申し上げます。第1款後期高齢者医療保険料、1項第1目特別徴収保険料につきましては、103万6,000円減額しております。これは被保険者の所得の更正等により、保険料につきまして再算定したことにより減額するものでございます。

また、第3款繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金を83万6,000円減額しております。

7ページをご覧ください。

歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。第2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項第1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合への納付金が確定したことにより133万9,000円減額しております。

第5款予備費につきましては、収支の調整により計上しております。

以上、専決しました主なものについて、その概要を説明しましたが、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。

本件については、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

【平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算第6号】

○議長（田上更生君） 日程第9、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 承認第7号で報告いたします専決第7号、平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算（第6号）につきまして御説明申し上げます。

専決しました内容は、歳入では地域支援事業交付金の確定により、歳出につきましては介護サービス費等費の納付額が3月開催の定例議会以降に確定したもので、緊急に予算の補正が必要となり、補正予算の議決を得る必要がありましたが、議会招集の時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

今回の補正は、既定の予算から歳入歳出それぞれ34万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,551万1,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳入予算につきましては、第3款国庫支出金、第5款県支出金ともに、地域支援事業交付金の確定に伴う減額でございます。

7ページをご覧ください。

歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。第2款保険給付費、1項第1目介護サービス等諸費の確定によるもので、111万9,000円減額しております。

同じく、第2款保険給付費、4項第1目高額介護サービス費等、第2目高額医療合算介護サービス費等が確定したことによるもので、合わせて50万円増額しております。また、6項第1目特定入所者介護サービス費等につきましても、サービス等が確定したことによるもので、27万円増額しております。

以上、専決しました主なものについて、その概要を説明しましたが、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。
これから承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。
お諮りします。

本件について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第10 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて

【平成28年度高森町一般会計補正予算第1号】

○議長（田上更生君） 日程第10、承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 承認第8号で御報告いたします専決第8号、平成28年度高森町一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

専決しました内容は、4月14日より断続的に発生した熊本地震による災害対応について、緊急に実施する必要があったため専決処分をさせていただいたものでございます。

歳入歳出それぞれ3,813万円を追加し、総額を45億2,613万円とするものでございます。

予算書の6ページをお開きください。

歳入につきましては、第12款分担金及び負担金において、熊本地震通学生緊急支援事業の南阿蘇村負担金を計上したものと、第18款繰入金では財源調整として財政調整基金を繰り入れるものでございます。

7ページでは、歳出について御説明いたします。

第9款教育費において、新たに教育費熊本地震災害対策費を設けております。こ

これは阿蘇大橋の崩落、俵山トンネルの崩落、南阿蘇鉄道の甚大な被害による運休に伴い、通学手段を失った高校生などのために通学バスを南阿蘇村と共同で運行するものであり、運行費用につきましては南阿蘇村との折半としております。なお、5月11日の熊本県の臨時県議会で、熊本県教育委員会の積極的なバックアップにより、事業費ベースで約9,000万円の予算を可決していただいたということをお聞きいたしております。また、県議会の皆さまには迅速に議会をしていただきまして、改めましてお礼を申し上げますとともに、予算に関しましてはしっかり今後、高森町議会も御報告をしまいたいというふうに思っております。

第10款災害復旧費におきましては、町道に係る災害復旧測量設計を計上いたしました。

以上、専決しました内容について御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

今回の地震、熊本地震と呼ばれておりますけれども、私は熊本大震災と言っても私は過言ではないと思っております。その中において、今回、町長の素早い動きによりまして、高森町の子どもたちと南阿蘇村の子どもたちが通学困難を解消するために、臨時のバスが出されたということは、保護者の皆さんからも多数感謝の声を聞いております。その際に、私が思ったことなんですけれども、町長も冒頭お話がありましたが、いろんな面において南阿蘇村と高森町、自治行政は別ではございますけれども、やはり共通するものが非常に多いということを痛感をいたしました。阿蘇の大橋が崩落をする、俵山トンネルが使えなくなるということ、これがこの阿蘇南郷谷で生活する者全員の共通の被害であったというふうに考えております。

その中において、南阿蘇村については、今、復旧・復興に向かって一生懸命努力をされておるわけなんです、この高森町においても、もう山東部においては若干の被害が出ております。

そんな中において、今回考えたことなんですけれども、町長のほうに、今後のことも踏まえた中で御答弁をいただきたいと思うんですが、今回は主に高校生、大学生、専門学校生を、主に阿蘇南郷から大津、熊本市内に通わせるためにやっております。しかしながら、南阿蘇村においては、長陽地区、立野地区から、それぞれの学校に義務教育の中学校、小学校に通わせる家庭もありますし、高校を高森高校に

通わせる方たちもいらっしゃいます。高校生についてはその対応ができるんですが、私の子ども等も見ておりますと、ちょっとした揺れ、音に敏感に反応いたします。

そうした中で、やっぱり被災地の方たちが避難所で暮らしておると、やっぱりそういうことがなかなか抜けないんじゃないかなと。そうしてくると、やはりちゃんとした住宅を提供させて、そういう子どもがいる人たちにはちゃんとした足を伸ばして、落ち着いて布団を敷いて、家族一緒に住める住宅が必要になってくると思います。今朝の新聞にも、その仮設住宅の建設が書かれておりました。南阿蘇村も大半、長陽地区、白水の二区、三区から西側については、そういう家庭がかなり見受けられると聞いております。

地盤がずれているところに、私は新たな仮設住宅は、南阿蘇村さんは建設されないと思うんですが、私は高森町は産業の中心であり、病院もありますし、いろんな利便性を考えたときに、高森町がその際に仮設住宅を、また空き家を南阿蘇村の被災者、罹災者の皆さん方に提供することを積極的に働きかけていくことができるんじゃないかなと思っております。その点について、町長のほうから、いかがお考えであったのかと、いかが行動されていらっしゃったのかということをお聞かせいただきたい。

それと、冒頭でも話がありましたとおり、共通するところが非常に多い。職員の皆さんたちは、もう非常にたいへん苦勞されておる。職員の皆さんたちは、南阿蘇村の職員の皆さんたちも、被災者であり、罹災者である。それを家庭は家族に任せて、要するに村民の皆さんのために活動されている。私は、その後のやはり心のケア等についても、職員の皆さんたちには大変なことがのしかかってくるだろうと思います。そうなってくると、私たち高森町の間がどのようにして協力をしていけるかということ、私たちは考えていく。

そうなりますと、私は平成の大合併の際に町村合併の特別委員長をしております。いろんな面において共通するところが多い。しかしながら、当時、合併をすることができませんでした。ですから、町長においてもその時代はご覧になっておると思います。いろんな問題があつて合併はできなかつたわけなんですけど、今こそ、私は行政が一緒になって、この阿蘇南郷谷で生活する人たちのために、リスクは目をつむり、そして行政が手を握り、そして皆さんが手を握り、合併することにおいて、これはあまり先の話になると思うんです。あまり極端だと思うんですけども、そうして阿蘇南郷が復興していくことを考えていただいたらいかがだろうかというふうに思っておりますけれども、町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃるように、南阿蘇村が甚大な被害を受けております。たいへん厳しい環境の中で、同じ南郷谷の住民が厳しい環境におかれているわけでございます。そういう中で、高森町といたしましては、南阿蘇村への協力の一つといたしまして、仮設住宅の建設地の提案は、強くある場所を提案をいたしたところでございます。非常にスピード感のある提案を、私自身はしたつもりでございます。そして、その提案も含めまして、南阿蘇村さんとしては最終的に選択をなされたということではないかというふうに思っております。

高森町が考えなければいけないことは、先ほど佐伯議員がおっしゃったように、やはり同じ南郷谷、南阿蘇地域に住む生活の環境が大半が同じという、この環境の中で住む私たちが、やはりリーダーシップをとれる高森町が引っ張っていかなければいけない。南阿蘇村は、今、それどころではないというところですので、これから以降も提案をどんどん出してまいりたいというふうに考えております。

また、もう1点ございますが、職員の正式な派遣を決めたところでございます。高森町の職員の中から2名の職員を派遣をさせていただきたいというふうに思っております。

また、町村合併というお言葉が出られましたが、それは議員さんが議員歴が長く、ちょうど平成の大合併のときには議会議員であられたからだというふうに思っております。先ほど私が冒頭の御挨拶に申し上げました、いつも使われておる「南阿蘇はひとつ 南郷谷はひとつ」というキャッチフレーズを再認識できるものにする必要があると。そして、今までのキャッチフレーズの上に新たな住民意識、この災害を通じて出た住民意識を築き上げると、上乘せするということが、私は次の時代を、次の南阿蘇地域を切り開いていくことになるというふうに考えております。その上で高森町はやはり復興の支援と自らの変革の二つに、これから果敢に挑戦をしていく、そして南阿蘇地域を引っ張っていくという責務を、私は有していると思っておりますので、冒頭の御挨拶に述べさせていただいたわけでございます。

議員がおっしゃるように、本当にすべて一緒です。「高森町、南阿蘇村、阿蘇大橋」、「高森町、南阿蘇村、俵山トンネル」、「高森町、南阿蘇村、南阿蘇鉄道」、すべて高森は奥側にありますので、たいへん環境も同じであって、よりこれから以降は一緒になってやっていかなければ、高森の将来もないというふうに考えておりますので、まずは住民意識をしっかり新たに、「南郷はひとつ」というキャッチフレ

ーズの上に、さらに新たに加えることができるように、高森町といたしましては全力で南阿蘇村さんのバックアップをとってまいりたいと思いますので、議員のそれぞれの皆さまからの助言、協力、それに伴い議会の積極的な提案、いろんな形での決議等々をよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ありがとうございます。

今回の大地震によりまして、私はもう本当に共通するもの、ほとんどが私は南阿蘇村と共通するというふうに思っております。もう阿蘇大橋が無くなり、そして俵山トンネルが通れなくなり、そういう中において本当にこの一つの島になってしまったような感じさえいたします。同じ島の中にいる住民が、行政区域が違うからといって、やはりなかなか応援ができないということは、私は残念の極みでございます。そういう意味からして、やはりこういうときこそ将来に向けて、再度こういう事態に陥ったときに、お互いが手を握ってやっていけるように、行政区域は一つであるべきだというふうに、私は考えておりましたから、町長に今のような御質問をさせていただきました。いろいろと諸問題はあると思いますけれども、南阿蘇村の罹災証明書についても、なかなか発行が遅れて無理があるのであるならば、高森町の窓口からでも出せるように、そういう協力もできれば、行政手法上、無理があるとは思いますが。法令的にも無理があると思いますけれども、こういう特別な災害があったときだからこそ、この隣接する、すべてを共有する高森町が、こういうときぐらい本当に心底協力をしていかなければならないと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件については、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第11 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて

【高森町税条例等の一部改正】

○議長（田上更生君） 日程第11、承認第9号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。税務課長 沼田勝之君。

○税務課長（沼田勝之君） おはようございます。

承認第9号で承認を求めます専決第2号、高森町税条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する制令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成28年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも平成28年4月1日から施行されることに伴い、専決処分をさせていただきました。

主な改正概要につきまして御説明申し上げます。まず、固定資産税の非課税適用申告の改正について、法人名等の変更による非課税適用規定の改正が行われました。また、たばこ税に関する改正においては、地方税法施行規則の改正に伴い、手持品課税納税申告書様式等の変更により改正を行っております。

以上、専決いたしました概要について御説明申し上げますが、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第9号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。

本件については、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第9号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第12 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて

【高森町固定資産評価審査委員会条例等の一部改正】

- 議長（田上更生君） 日程第12、承認第10号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。税務課長 沼田勝之君。

- 税務課長（沼田勝之君） 承認第10号で承認を求めます専決第3号、高森町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、行政不服審査法及び行政不服審査法施行令が改正され、いずれも平成28年4月1日から施行されることに伴い、専決処分させていただきました。

主な改正概要につきまして御説明申し上げます。まず、第1条の改正においては、前回の改正において条の追加を行ったことにより、本則第12条規定の改正を行うものであります。また、第2条の改正においては、行政不服審査法及び行政不服審査法施行令の改正に伴い、固定資産税課税台帳に係る審査等についての規定を改正するものであります。

以上、専決しました概要について御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願いをいたしまして、説明を終わります。

- 議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第10号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件については、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第10号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第41号 高森町災害基金設置条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第13、議案第41号、高森町災害基金設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第41号で御提案いたしました高森町災害基金設置条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の熊本地震により、熊本県内はもとより、大分県などでも甚大な被害が発生したことを受け、本町にも多くの支援物資や義援金が寄せられております。中でも高森町の復旧・復興のために役立てていただきたいという趣旨から、地震発生から1月足らずで60件を超える個人や団体の皆さまから多額の義援金、または寄附金をいただいております。町といたしましては、これら義援金などをお寄せいただいた皆さまのお志を尊重し、最大限に有効活用させていただこうという観点から、本基金を設け、今後の災害応急対策、災害復旧、防災対策等の財源とさせていただきたいと考えております。

よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号、高森町災害基金設置条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号、高森町災害基金設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 4 議案第 4 2 号 高森町税特別措置条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第 1 4、議案第 4 2 号、高森町税特別措置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 沼田勝之君。

○税務課長（沼田勝之君） 議案第 4 2 号で御提案いたしました高森町税特別措置条例の一部改正について御説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の改正による第 2 条の規定改正及び固定資産税の課税免除の適用期間が延長されたこと等により改正するものであります。

以上、御提案申し上げました条例改正の概要について、御審議の上、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第 4 2 号、高森町税特別措置条例の一部改正についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 4 2 号、高森町税特別措置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 5 議案第 4 3 号 平成 2 8 年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第 1 5、議案第 4 3 号、平成 2 8 年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第 4 3 号で御提案いたしました平成 2 8 年度高森町一般会計補正予算（第 2 号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成28年熊本地震による災害対応に係る経費と、平成27年度のふるさと納税の制度で得ました応援基金を活用した事業等について予算計上するもので、歳入歳出それぞれ2億597万7,000円を追加し、予算の総額を47億3,210万7,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、予算書とは別にカラーでプリントをしております、こちらの補正予算概要書に沿って御説明を申し上げますので、御準備をお願いいたします。提案で申し上げましたように、項目別で分けております。1が熊本地震関連予算一覧ということでございます。2がふるさと納税の活用、また3がその他でございます。

1に関しましては、平成28年熊本地震による災害対応に係る経費でございます。4月14日から断続的に発生した地震により、本町でも震度5強を1回、震度5弱を3回観測いたしました。これにより、建物やライフラインに大きな影響を及ぼし、避難者は町内全域で最大1,780名になりました。その中でスピード感をもって対応していく、先ほど申し上げましたように、まだ余震継続中であるということをベースに補正予算をお願いするところでございます。当然、修繕費等々がこの一覧に載っております。その中で特に大きな項目といたしまして、総務費の熊本地震災害対策費、災害復興支援プロジェクト、これを開きました1ページ目に載せさせていただいております。これは目的といたしましては、熊本地震被災者への安心・安全な住宅の確保ということが目的でございます。特に私たちがやらなければいけない、そして今後も当然継続していかなければいけない、南阿蘇地域からの人口の流出を抑制をするというプロジェクトを組みたいということで予算をお願いしております。当然、対象事業は記載しているとおりでございます。制限もございません。これは民間の会社さんに、是非とも私たちの目的、趣旨を理解していただいて、最終的にはそのことによって投資が生まれ、そして南阿蘇地域から人口流出の抑制につながればという補助金でございます。予算はお願いいたしておりますが、手を挙げるところ、若しくは該当がなければ、当然これは予算を使うことはございません。と同時に、その下にあります災害復興支援転入等費用の補助金、これは目的といたしましては、熊本地震被災者への引越費用負担軽減、そしてこれもそうでございますが、南阿蘇地域からの人口流出を抑制したいというのが目的でございます。補助額、予算額、対象者は、記載しているとおりでございます。

また、大きな項目の2番のふるさと納税の活用でございます。昨年より本格的にインターネット、SNSを通じてアピールいたしました高森町ふるさと納税の活用

の予算をお願いするところがございます。御承知のように、お返しのお礼の品物を阿蘇のあか牛一つに限定をいたしまして、インターネット等を活用し、積極的に私自身もPRをいたしましたところ、ほとんどが全国各地の大きな都市圏からの御寄附をいただきまして、その活用の方法というところを5ページに記載したところでございます。この下が活用の方法というのが明細を上げておるわけでございます。その前に、当然、ふるさと納税のこの活用に関しては、6月の中旬以降、若しくは月末かも知れませんが、6月中にだいたい行われる定例会での提案が慣例であったり、普通じゃないかというふうに、私も思いますし、当然この地震前はそう考えておりました。しかしながら、御理解をいただきたい、当然、私たちが考えなければいけないのは、より高森町は南阿蘇地域のリーダーシップをとって、積極的に環境設定を行っていくということが、私は責務であるというふうに先ほど冒頭の御挨拶で述べたとおりでございます。その中で、余震継続中ではございまして、私が一番懸念をいたしておったところは、子どもを取り巻く環境の悪化を防ぎたいというところでございます。熊本震災後、東日本震災でたいへん被害があった相馬市、東北の福島県の相馬市のほうからもいろんなアドバイスをいただきまして、その中で一番おっしゃられたのが子どものストレスを非常に見落としがちであったと。そこはしっかり考えたほうが良いというところをアドバイスをいただいたわけでございます。この余震が続く中、やはりどの御家庭でもそうでございますが、子どもさんたちは落ち着かない状況の中で生活をしていると。特に心の問題は、表現できない、表現をしない、親御さんが大変な状況の中で、私たちがなかなか言うてはいけないんじゃないかというところで、逆に言いますと、非常にそこが問題になります。これは震災の発生からだいたい2カ月間を急性期と呼ぶわけでございますが、当町ももう1カ月を経過いたしております。こういうときには非常にPTSDの症状等が見られますので、それをやはりしっかり行政としては考えなければいけないという点が、予算で提案したところの基でございます。

一番大事なところは、そもそもこのふるさと納税を活用した事業というのを3月の定例会で議会の皆さまにお願いをしようかなと思っておりましたが、学校側、部活側、クラブチーム側等々も、なかなか年度末で子どもたちの要望を集約することに時間がかかったということでございます。そして、要望をすべての社会体育、学校教育でお聞きいたしましたところ、たいへん期待をしていると。そして、議会からの一般質問の中でもありましたように、どういう活用をなされるのか、それはふるさと納税をなされた方の一番の気持ち、子どもたちの学校環境等に使っていた

きたいということがかなり多くの意見を占めておりましたので、学校側に提示をして意見を集約させていただいたところでございます。

そういう中に、子どもたちが期待をしていた、先ほどから申し上げますように、この環境をより早く自分たちが学べる環境、期待していた環境に持っていく必要性が、私はあると考えております。しっかり学校教育で勉強してもらう、社会体育で部活動、クラブチームでスポーツを通じて、そして団体生活の中で、コーチ、監督、保護者の人たちが見守っていく、それが落ち着いた子どもの環境を構築する。すなわち、そのことは環境の悪化を防ぐことにつながりますので、この臨時会で前向きな予算計上をさせていただいたところでございます。

また、それと同時に、南阿蘇村の子どもたちも学校が再開をいたしました、高森町の子どもたちと一緒にの心境ではないかというふうに察しているところでございます。何回も申し上げますように、「南郷谷はひとつ 南阿蘇はひとつ」と、ずっとこの何十年も先輩方も言ってこられたわけでございますので、私はやはり南阿蘇村の子どもたちと一緒に、高森町がより早く教育環境を整え、その教育環境というのは、子どもたちが求めた要望したこれがあれば、こういう形ができれば頑張れるというところをしっかりと通常の町の予算ではなく、ふるさと納税を使って町の予算に迷惑を基本的にはかけずに、ふるさと納税だけで完結をして構築をしてまいるということに御理解をいただきたいというふうに考えております。

それと、その次のページにあります高森町このとり支援事業は、これは提示しているとおりでございます。このこともこれは子育て世代にとっては次世代の育成の推進を図るために、やはりどうしてもこの制度が必要ではないか、支援が必要ではないかということで、これもふるさと納税でさせていただきたいというふうに思います。ちなみに、南小国町や小国町だったかと思いますが、阿蘇の北側の自治体、または南阿蘇村ではこのこのとり支援事業がかなり前からありますので、私はここも南郷谷はどこで生活をして、若い世代の方は南阿蘇でも高森でも一緒というような環境設定をするべきには、いち早くここで提案をして事業を事業化に持っていきたいというふうに考えております。

その次の高森町高齢者安心生活支援事業ということが、タイトルはこういうふうな事業はなっております。これははっきり申し上げまして、県立高森高校への高森町からの新しいバックアップ制度の大きな柱の一つになる事業だというふうに考えております。昨年度に一度社協を通じて高森高校側に打診をいたしまして、ぜひ先生方も一緒になってやっていただきたいということをお伝えしているところござ

います。

簡単に申し上げますと、県立高森高校に通う生徒は、介護職員初任者研修の資格を全額補助で取ることができるということでございます。この資格は旧ホームヘルパー2級の資格でございます。このことはこれははっきり伝えとかなければいけないことですが、何も生徒に、子どもたちに、介護の方向での社会での活躍を求めているものではございません。各それぞれ子どもたち、生徒たちは、家庭に帰ればお父さん、お母さん、若しくはじいちゃん、ばあちゃん、若しくは親戚等々いらっしやって、やっぱり介護の必要性をしっかりと理解したり、その基礎の知識を高森高校に行けば学べるという制度でございます。そして、一番大事なことは、どんな若い世代でも、年を取っていけば、私たちもそうでございますが、介護を受ける側の立場になるということです。受ける側の立場になったときに、介護をしていただける方の気持ちであったり、環境であったりをより理解するためには、やはり県立高森高校に通う子どもたちには、しっかりとそこを学ばせる機会があってもいいのではないかというふうに考え、ふるさと納税で全額対応をさせていただきたいというふうに思っております。

また、3番のその他でございますが、先ほど申し上げましたように、熊本地震の災害の寄附金をいただいております。たいへん有難い応援でございます。それと同時に、地域振興費では上町地区の無線放送設備整備事業助成金、これは昔の、以前の言葉でいいますと、宝くじ助成金というコミュニティ助成事業、この採択を、また高森町が受けることができました。非常に何年も続いている採択をいただいておりますので、私たちの地域が上げていただいた趣旨をよく、地域振興局、そして熊本県が理解をしていただいたのではないかというふうに思っておりますので、迅速にこの特に災害の継続中でございますので、余震継続中でございますので、無線放送設備に関しては上町地区におかれましても、迅速に事業を実施していただければというふうに考えております。

以上が28年度の一般会計補正予算（第2号）の概要書に沿っての説明とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

今回は、ふるさと納税の寄附金の振り分け、それに熊本地震の関連予算、補正予算でございますが、13ページにあります災害復旧費の中で、熊本地震住宅災害復

旧費がございまして、旭A団地等の設計業務委託、組んでございまして。今、余震が1,400回を超したということで、ちょっと揺れる度に各町内の住民の皆さんたちが、今は震度1だった、震度2だったというふうに感じた数字を言われます。その後にテレビ等で地震がありましたと。そして、その中で熊本地方が震源地であったり、阿蘇地方が震源地であったり、いろんなところが震源地で出てきて、熊本高森町の震度ということで出てきます。最初、5強、5弱があつて、たいへん揺れたわけなんですけど、その後、住宅で皆さんたちが揺れを感じる感触というのが、ちょっと大きくなって感じられているというような反応を聞きます。テレビ等では高森町は震度1だった、震度2だったと言われるんですが、自分たちが体で感じる、住宅の中で感じる震度というものは、いや3だった、4だったと言われる方がいらっしゃるんですね。それで、高森町は防災無線、またポイントチャンネル等で、住宅の安全性確認の啓発をされておりますが、私はこういうふうに公共的施設の復旧設計委託も大事だと思うんですけども、これだけ1,400回も揺れがあると、最初はしっかりしていた住宅も、私はかなり基礎から緩んでいるところ、2階の部分が緩んでいるところ、ネジが外れているところ等が、私はあると思います。その点について、今後、高森町内の住宅を保有する、現在生活をされている住宅の安全性点検について、どのような方策でやっていかれるのかということをお聞かせをいただきたい。あくまでもテレビ等で言われる震度数と、皆さんたちが感じる震度の感覚というものがちょっと開きがあるような気がいたします。そうなってくると、私はやっぱり住宅にも少しの緩みが出ておるような気がいたしますから、その点についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 総務課長補佐 後藤一寛君。

○総務課長補佐（後藤一寛君） ただいま10番議員の御質問についてお答えいたします。

今回の熊本地震におきまして、昨日で1,470回程度の地震があつております。おっしゃるとおり、公共住宅につきましては、公共住宅のみならず、非常に木造住宅を揺さぶっていることと思っております。公共住宅におきましては、その部分につきまして、いち早く耐震危険度の判定を行っております。それによりまして、すべての施設を行いまして、現在の時点ではほぼ調査済みの表を貼っております。その中の4つだけにつきまして、それにつきましては要注意の黄色の紙を貼らせていただいております。貼らせていただいておりますが、これは判定士が判定して貼られているという状況でございます。以上でございます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番 佐伯議員の御質問に、追加で答えに補足をさせていただきます。

今、総務課長補佐の後藤補佐が答えたとおりでございます。いち早く公共施設に関しては、総務課のほうで調査依頼をかけまして、しっかり判定をしているということでございます。その中で、先ほど議会の冒頭から申し上げますように、佐伯議員さんがおっしゃられますように、余震が継続しているということが最大の懸念材料でございます。やはり公共住宅、団地でも築40年以上、50年以上になりますと、当然、耐震もなされていない。若しくはブロック積みで建築なされているとか、若しくは見た目以上に不安を感じるような亀裂及び損傷が、私も見受けられるのではないかとということをお願いしているところでございます。速やかにしっかり調査をさせていただきまして、必要であれば、当然、仮設の住宅の方向性であったり、その他住まれている方と協議をしてみたいというふうに思っております。

また、このことは住宅のみならず、高森町は町道をたくさん持っております。町道に関しましても、余震が継続しているということの大前提に、しっかりその管理に関しては行ってみたい。そして、何かあれば、是非とも議会議員さん、各地域に住まれていますので、その情報を高森町の建設課及び町のほうに出していただければ、または駐在員さん、そして地区の区長さん、日頃からたいへんお世話になっておりますので、そういうところが見受けられるところがあれば、教えていただければというふうに思っております。スピード感をもって対応してみたいというふうに思います。以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ありがとうございます。

まだ現在、この地震については、終息宣言というものは恐らく出るのか出ないのか分かりませんが、現在のところ、もう1,400回を超しておること、稀に見るといえるか、初めてのやはり経験であると思います。皆さん方もいろんなことを経験されたことがあると思うんですが、鉄筋を切る際に、普通、鉄筋切るとあるんですが、そういうのを持たないときに、どうしてその鉄筋を切るかということを考えていただきたいと思います。一番上の部分を握って何回も何回も揺さぶっているうちに、その鉄筋は途中で切れるんですよ。現在はもう1,400回揺さぶられとるです。そうすると、どんなに頑丈なものでもがたが来ると思います。

ですから、この高森町内の公共的施設もそうなんですが、個人の皆さんたちの住宅においても、私は基礎の部分からかなりのがたが来ておるんじゃないかなと思います。ですから、今後においては、行政側からの奨めで各個人の住宅の皆さん方に対しても、住宅の健康管理を奨めてもらいたい、そのように思っております。

町道についても、今、町長が言われましたとおり、私は以前走っていたときよりも車に震動が少し強く来るような気がいたします。皆さんたちも気づいていらっしゃると思うんですが、南阿蘇村あたりでは、やっぱり舗装が盛り上がったたり、いろいろやっております。高森町ももう1,400回揺さぶっているんですね。ですから、そのあたりについては十分こまめに調査をしていただいて、そういう箇所がないかどうか、ちゃんと把握をしていただくことをお願いをいたしたいと思います。以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号、平成28年度高森町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号、平成28年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第44号 平成28年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第16、議案第44号、平成28年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 議案第44号で御提案いたしました平成28年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正の主なものにつきましては、熊本地震の影響によります修繕に伴うものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ360万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,958万4,000円とするものであります。

6ページをお開きください。

歳入について御説明申し上げます。第3款繰入金につきまして、一般会計繰入金として360万円を計上いたしました。

7ページをお開きください。

次に、歳出について御説明申し上げます。

第3款災害復旧費につきまして、熊本地震災害復旧に伴います修繕料として、需用費360万円を計上いたしました。

以上、今回提案しております補正予算の主なものにつきまして、その概要を説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号、平成28年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号、平成28年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第3回高森町議会臨時会を閉会します。

お疲れ様でございました。

-----○-----

閉会 午後0時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成28年第3回臨時会

平成28年5月発行

発行人 高森町議会議長 田上更生
編集人 高森町議会事務局長 佐藤幸一
作成 株式会社アクセス
電話 (096) 372-1010

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168
電話 (0967) 62-1111